

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（**新設**・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	1
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 都市計画税
要望項目名	図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設
要望内容(概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 図書館・博物館・幼稚園 ・特例措置の内容 非営利型の一般社団・財団法人が設置する図書館・博物館・幼稚園に係る固定資産税等について、他の設置主体が設置する施設と同様に非課税措置を講じる。
関係条文	〔 地方税法第73条の4第1項第3号、第348条第2項第9号、第702条の2第2項、同法附則第41条第11項、第12項 〕
減収見込額	(初年度) ▲220百万円 (－) (平年度) ▲220百万円 (－) (単位:百万円)
要望理由	(1) 政策目的 公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人が設置する図書館・博物館・幼稚園に係る固定資産税等の非課税措置を講ずることにより、図書館・博物館・幼稚園の一層の振興を図る。 【根拠法令】 ・図書館法（昭和25年法律第118号）第一条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 ・博物館法（昭和26年法律第285号）第一条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。 ・教育基本法（平成18年法律第120号）第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。 (2) 施策の必要性 一般社団・財団法人の設置する図書館・博物館・幼稚園は、公益社団・財団法人等の設置する施設に比べ、その公益性に差があるものではなく、貴重な資料の保存、研究、展示、書籍の収集、貸出、小学校就学前の幼児に対する質の高い幼児教育の提供等による国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するという当該施設の担っている役割に鑑みると、国・地方公共団体にとっても存在意義の大きなものである。 また、公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人のうち図書館・博物館・幼稚園を設置するものは、特例民法法人から移行するものがほとんどであると考えられるが、これらの施設は、移行前はその公益性に鑑み固定資産税等が非課税とされていたところである。制度改革を受け、一般社団・財団法人の設置する図書館・博物館・幼稚園に固定資産税等が課されることとなれば、貴重な資料の保存・収集・研究、質の高い幼児教育の提供などに必要な費用を圧迫することになり、民間におけるこれら事業の縮小、廃止といった事態を招く。これにより、我が国の教育、学術、及び文化の発展の推進が阻害されかねない。図書館・博物館・幼稚園での取組は、地域づくりやまちづくりの一環としても活用されており、地域における教育力の向上の観点からも、公益社団・財団法人の設置する図書館・博物館・幼稚園と同様に固定資産税等の非課税措置を講じる必要がある。

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 生涯学習社会の実現 政策目標 1-3 地域の教育力の向上 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-9 幼児教育の振興
	政策の達成目標	地域の図書館・博物館の振興により、地域における学習活動を活性化させるとともに、地域の様々な現代的課題等への対応を図り、総合的に地域の教育力の向上を図る。 幼稚園の整備、充実を行い、幼児教育の振興を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—
有 効 性	要望の措置の適用見込み	図書館を設置する6法人 博物館を設置する40法人 幼稚園を設置する3法人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現在、図書館・博物館を設置する特例民法法人が、貴重な資料が散逸することのないように収集、保存、展示し、また、無料または低価額での公開を可能とすることにより、民による公益の増進に寄与する。 幼稚園が質の高い幼児教育を提供することが可能となり、民による公益の増進に寄与する。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・非営利型の一般社団・財団法人に対する特例措置（法人税等） ・従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館・博物館・幼稚園において、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税を免除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	未定
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	図書館・博物館はその所有する貴重な資料を無料または低価額で公開しており、公益性の高い施設である。一般社団・財団法人が設置する図書館・博物館・幼稚園と他の法人類型が設置するものとの間に、施設としての性質に差異はなく、設置する主体にかかわらず同様に固定資産税等を非課税とすることが妥当であり、民による公益の増進に寄与することが可能である。 また、図書館・博物館・幼稚園は当該地域の教育力の向上や学習活動の振興に資するものであるため、地方税で措置することが妥当である。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成20年4月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」においては、従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する施設ついて、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税が免除されている。</p> <p>平成23年度税制改正大綱においては、「これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成23年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。」とされた。</p>
ページ	1—3